

## 魚津市フレッシュテニス協会規定

- 第 1条 当協会の運営に関する事項は、規約に定められたもののほか、この規定の定めるところによる。
- 第 2条 この規定は、魚津市フレッシュテニス協会の執行部人事、及び協会費などについて、定めるものとする。
- 第 3条 執行部の人事は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局で協議し、理事会に提案する。
- 第 4条 各クラブの派遣理事について  
現状の枠を基本とする。 ( 会長、副会長、監事を除く5名以内 )
- 第 5条 協会費について  
協会への年間登録費用は、1人一律1,200円とする。
- 第 6条 慶弔費について  
協会員本人のみを対象として、香典は一律5,000円とする。

\* 付 則 本規定は、理事会の決議により改定する。

制 定	平成12年 4月15日
改 定	平成18年 4月18日